

一般社団法人漁業経営安定化推進協会
代表理事会長 大森 敏弘 殿

東京都千代田区内神田 1-1-12
漁安協 太郎 

平成 29 年度競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金により取得した財産について、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について」（平成 30 年 月 日 付け一般社団法人漁業経営安定化推進協会）第 4 の（1）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第 10 条第 1 項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

間接補助財産の取得に必要な資金の融資を受けるため（借入額：〇〇円）
（資金の使途：補助残〇〇円、工事費：〇〇円、消費税相当額〇〇円）

適用できる担保権の種類
・抵当権または譲渡担保権
（根抵当権は適用できません）

(2) 今後の利用方法（処分区分）

間接補助財産の取得後、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、間接補助目的に従って、その効率的運用を図る。（処分区分：担保、担保権の種類：抵当権）

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

財産の名称	間接補助事業名	所在
船内機	平成 29 年度補正競争力強化型機器等導入緊急対策事業	東京都千代田区内神田 1-1-12 (〇〇漁港内)
型式	数量	
メーカー：ヤンマー 型式：6HYP-WET	1 台	

財産管理台帳と同様の内容を記入

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

事業費	間接補助金額	補助率
10,320,000 円	5,160,000 円	1/2 以内

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

耐用年数 (処分制限期間)	経過年数
5 年	0 年 1 ヶ月

・事業費：消費税を除いた額
・間接補助金額：事業費の 1/2
(千円未満切捨てで上限 2 千万円)

3 処分予定年月日

平成 30 年 8 月 25 日

計画承認申請書と同様の処分制限期間を記入

財産の取得日から担保権の設定予定日までの期間（取得と設定が同時であれば 0 年 0 か月）

4 その他参考資料

① 交付決定通知書 ② 金銭消費貸借契約証書(案) ③ 譲渡担保設定契約 ④ 金融機関への申込書

(注 1) 処分予定年月日欄には、担保権の設定予定日を記入すること。

(注 2) その他参考資料として、融資契約（借入先及び借入金額）の内容、資金の使途、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。